

令和8年度伝統的工芸品販売体制構築・販路開拓業務 仕様書(案)

産業労働部営業局

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一(以下「委託者」という。)が行う、令和8年度伝統的工芸品販売体制構築・販路開拓業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

令和8年度伝統的工芸品販売体制構築・販路開拓業務

2 目的

長野県伝統的工芸品の認知度向上及び販路拡大を図るため、EC サイト等を活用した販売体制の構築と、首都圏等における展示及び情報発信を一体的に実施し、国内外の消費者による購入機会の創出及び販売力向上につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)まで

4 業務内容

受託者は、県内伝統的工芸品事業者及び長野県と連携し、長野県伝統的工芸品の販売体制構築及び販路開拓に関する以下の業務を実施すること。

(1) 販売体制構築

長野県伝統的工芸品の継続的な販売機会を創出するため EC サイト等を活用した販売体制を構築すること。

- ア 対象事業者及び掲載商品の選定支援
- イ 事業者との連絡調整及び掲載支援
- ウ 商品情報の収集・整理
- エ 商品撮影および画像データ作成
- オ 商品紹介文その他掲載用コンテンツ作成
- カ 外国語対応
- キ EC サイト等への商品掲載支援
- ク 販売開始に向けた支援
- ケ 販売状況及び閲覧状況の分析
- コ 分析結果を踏まえた改善提案

(2) 展示、情報発信及び販路開拓

長野県伝統的工芸品の認知度向上及び販路拡大を図るため、首都圏等において展示及び情報発信を行うとともに、EC サイト等と連携し、消費者の商品理解及び購入促進につながる取組を実施すること。

なお、実施に当たっては、展示、情報発信及び EC 販売を相互に連携させ、来場者が商品の魅力や価値を理解した上で購入につながる導線を構築すること。

また、商品の背景にある歴史、文化、技術及び産地の魅力が効果的に伝わるよう工夫すること。

- ア 展示計画の策定
- イ 展示場所の確保及び運営
- ウ 商品展示及び装飾

- エ パンフレットその他 PR 資材の配架
- オ Web サイト、SNS、デジタルサイネージ其他媒体を活用した情報発信
- カ 商品、産地及び作り手の魅力発信
- キ 展示商品に関する情報提供
- ク 来場者が商品詳細を確認できる環境の整備
- ケ 来場者が EC サイト等へアクセスできる仕組みの整備
- コ 展示品の手配
- サ 展示品の搬入搬出及び管理
- シ 展示会場の設営及び撤去
- ス 消費者意見の収集
- セ 来場者数、来場者属性その他実績の把握
- ソ 販売実績及び購買傾向の分析
- タ 分析結果の取りまとめ及び県への報告
- チ 県及び事業者へのフィードバック

(3) 効果測定

事業成果を把握するため、効果測定を実施すること。

- ア 展示来場者数の把握
- イ アンケートその他による来場者の反応把握
- ウ Web サイト及び SNS 等の発信実績集計
- エ EC サイトにおける閲覧状況及び販売状況の分析
- オ 事業効果及び課題の整理

(4) 業務管理

- ア 業務全体の進行管理
- イ 県との協議及び報告
- ウ 関係者との連絡調整
- エ 報告書の作成

5 実施体制

- (1) 業務責任者を配置すること。
- (2) EC 販売、販路開拓、展示運営及び情報発信に関する知見を有する者を配置すること。
- (3) 展示及び情報発信の実施に必要な人員を配置すること。
- (4) 県、事業者及び関係機関との連絡調整を適切に行うこと。

6 成果品

以下を産業労働部営業局に納品すること。成果品については、委託者の確認を経て確定するものとする。

成果品は電子データ(PDF 及び編集可能な形式)で提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) EC 掲載実績一覧
- (3) EC 掲載商品情報一式(商品説明文、掲載画像等)
- (4) 展示及び情報発信取扱商品一覧
- (5) 展示会場レイアウト図

- (6) 展示及び情報発信実施状況写真
- (7) 来場者数及び来場者属性等の実績集計結果
- (8) アンケート結果及び分析結果
- (9) 販売実績、閲覧実績その他効果測定結果
- (10) 広報・情報発信実績集計データ(掲載記事、SNS 投稿実績等を含む)
- (11) 業務において作成した写真、画像データ及び広報素材一式
- (12) その他委託者が指示する資料

7 成果品の帰属

- (1) 本業務により作成された成果品に関する著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。
- (2) 第三者の著作物等を使用する場合は、受託者の責任で権利処理を行うこと。
- (3) 委託者は成果品を加工及び二次利用できるものとする。

8 進捗管理

受託者は進捗状況について、受託者は本スケジュールを踏まえ、適切に進捗管理を行い、遅延が生じる恐れがある場合は速やかに報告すること。

なお、打合せの日程調整、アジェンダ作成及び必要に応じた資料準備については受託者において行うものとする。

9 その他留意事項

(1) 個人情報の取扱い

当事業において収集及び取り扱う個人情報は「長野県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報に関する法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(2) 展示品及び販売品の管理、手配、保険加入

ア 受託者は、展示、保管、搬出入その他本業務の実施に当たり商品を適切に管理し、盗難、紛失、破損その他事故の防止に必要な措置を講じること。なお、受託者の責めに帰すべき事由により展示品に損害が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。

イ 受託者は、展示品及び販売品の搬入搬出管理を行うこと。また、本業務において展示品の搬入搬出に係る送料その他必要な経費が発生する場合は、本委託費の範囲内で支払い及び精算を行うこと。

ウ 受託者は、展示会場の設営及び撤去を安全に実施するとともに、作業従事者及び来場者の安全確保に必要な措置を講じること。

エ 受託者は、展示品の管理等に当たり必要と認められる場合は、動産保険その他必要な保険への加入を検討すること。

(3) 品目について

令和8年度に新たに指定された伝統的工芸品2品目(高遠焼、松本お神酒の口)については、EC サイト等への掲載及び展示・情報発信の対象に含めること。

(4) その他

ア 業務の実施にあたっては、発注者と協議の上詳細を決定し、進捗状況を発注者に報告すること。

イ 受託者は、本事業の実施に当たり、関係法令及び長野県財務規則その他関係規程を遵守すること。

- ウ 本事業の実施及び運営に係る安全管理、事故対応その他リスク管理は受託者の責任において実施すること。
- エ 本仕様書に明示のない事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上決定するものとする。
- オ 本仕様書に記載のない事項であっても、本業務の目的達成に必要な事項については対応すること。

以上